

## 平成27年三条市議会第5回定例会提出議案概要

### 議第 1 号 三条市保内地区交流拠点施設条例の制定について

保内地区の地域資源である植木に関連する産業の振興と緑あふれる自然環境の活用により、地域経済活動の活性化及び地域間交流の促進を図るため、三条市保内地区交流拠点施設を設置することから、本条例を制定するもの。

施行期日 規則で定める日

### 議第 2 号 三条市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成28年1月1日等

### 議第 3 号 三条市子育て拠点施設条例の一部改正について

子育て環境の充実を図るため、新たな子育て拠点施設を整備することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 規則で定める日

### 議第 4 号 三条市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）に関し、他の機関との情報連携が可能となることを踏まえ、独自利用事務を追加するため、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成28年1月1日等

### 議第 5 号 三条市ものづくり拠点施設条例の一部改正について

ものづくり拠点施設の利用者のニーズに応じ、貸事務所を増設することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成28年1月1日

### 議第 6 号 三条市立学校設置条例の一部改正について

三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、児童の資質や能力を伸ばしていくことのできる環境整備を図るとともに、児童の安全を確保するため、三条小学校を裏館小学校に統合することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成29年4月1日

### 議第 7 号 三条市総合福祉センターの指定管理者の指定について

三条市総合福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人三条市社会福祉協議会を指定するもの。

指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

- 議第 8 号 中央いきいきセンターの指定管理者の指定について  
中央いきいきセンターの指定管理者として、社会福祉法人県央福祉会を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 9 号 田島いきいきセンターの指定管理者の指定について  
田島いきいきセンターの指定管理者として、田島二丁目区自治会を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 10 号 三条市老人福祉センター栄寿荘の指定管理者の指定について  
三条市老人福祉センター栄寿荘の指定管理者として、社会福祉法人さかえ福祉会を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 11 号 三条市職業訓練施設の指定管理者の指定について  
三条市職業訓練施設の指定管理者として、職業訓練法人三条職業訓練協会を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 12 号 八木ヶ鼻温泉保養交流施設の指定管理者の指定について  
八木ヶ鼻温泉保養交流施設の指定管理者として、株式会社下田郷開発を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 13 号 八木ヶ鼻オートキャンプ場の指定管理者の指定について  
八木ヶ鼻オートキャンプ場の指定管理者として、八木ヶ鼻オートキャンプ場管理組合を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 14 号 塩野淵多目的集会施設の指定管理者の指定について  
塩野淵多目的集会施設の指定管理者として、塩野淵多目的集会施設管理組合を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 15 号 三条市農業体験学習施設の指定管理者の指定について  
三条市農業体験学習施設の指定管理者として、よつげ邸管理組合を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 議第 16 号 労働安全衛生推進施設の指定管理者の指定について  
労働安全衛生推進施設の指定管理者として、労働安全衛生推進施設利用組合を指定するもの。  
指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 17 号 とたにコミュニティセンターの指定管理者の指定について

とたにコミュニティセンターの指定管理者として、とたにコミュニティセンター管理組合を指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 18 号 曲谷多目的研修交流施設の指定管理者の指定について

曲谷多目的研修交流施設の指定管理者として、曲谷多目的研修交流施設管理組合を指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 19 号 名下多目的集会施設の指定管理者の指定について

名下多目的集会施設の指定管理者として、名下自治区を指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 20 号 中浦ヒメサユリ森林公園の指定管理者の指定について

中浦ヒメサユリ森林公園の指定管理者として、中浦ヒメサユリ森林公園管理組合を指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 21 号 三条市諸橋博士漢学の里の指定管理者の指定について

三条市諸橋博士漢学の里の指定管理者として、株式会社図書館流通センターを指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 22 号 三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園テニスコートの指定管理者の指定について

三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園テニスコートの指定管理者として、さんじょう自然学校を指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 23 号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務の共同処理について新たに新発田市を加えること及び地方公務員法等の一部改正に伴い引用条項などの改正を行う必要があることから、新潟県市町村総合事務組合同規約を変更するもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 24 号 市道路線の認定及び廃止について

認定路線	2 路線	実延長	105.1m
廃止路線	1 路線	実延長	53.5m

議第 25 号 平成 27 年度三条市一般会計補正予算  
補正額 399,199 千円  
補正後の額 46,582,761 千円

議第 26 号 平成 27 年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算  
補正額 0 千円  
補正後の額 11,365,698 千円  
(歳入予算の款項の金額の補正)

議第 27 号 平成 27 年度三条市介護保険事業特別会計補正予算  
補正額 739 千円  
補正後の額 9,469,897 千円

議第 28 号 平成 27 年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算  
補正額 9,717 千円  
補正後の額 3,208,217 千円

報第 1 号 専決処分報告について

(三条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴う所要の改正

【改正の内容】

被用者年金制度の一元化により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、同一の事由により他の法令による年金が支給される場合に給付の調整を行う規定（以下「調整規定」という。）を次のように改正した。

- 1 共済年金に係る規定の削除
- 2 共済組合法の施行前に公務員であった期間を有する者に係る共済年金について、厚生年金に準じて調整の対象とする規定の追加
- 3 調整規定の表に定める項目の配置の整理

専決処分日 平成 27 年 9 月 30 日

施行期日 平成 27 年 10 月 1 日

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員皆木英男は、平成 28 年 3 月 31 日をもって任期満了するため、その後任委員候補者として、次の者を推薦するもの。

人権擁護委員候補者 伴 田 徳 昭  
委員の任期 3 年

◎ 法令に基づく報告事項等

議会の委任による専決処分の報告

## 平成27年度12月補正予算の概要

### 1 概要

12月の補正予算は、国の学校施設環境改善交付金を活用して行う小学校の耐震補強に係る経費や、県の補助金を受けて行う地域密着型特別養護老人ホーム等の開設準備及び農地の集積に対する補助金のほか、人事異動や退職等に伴う職員人件費の調整などに係る経費について、必要な予算措置を行う。

### 2 一般会計補正予算

#### (1) 予算規模

補正前の額 : 46,183,562 千円	補正額 : 399,199 千円	計 : 46,582,761 千円
-----------------------	------------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	139,804	議会費	3,870
国庫支出金	41,600	総務費	217,970
県支出金	78,005	民生費	46,323
寄附金	105,690	衛生費	△18,616
市債	34,100	労働費	△2,950
		農林水産業費	54,976
		商工費	7,246
		土木費	△7,242
		消防費	17,640
		教育費	79,982
計	399,199	計	399,199

#### (2) 補正予算の主な事業

① 職員人件費（行政課） 104,825 千円

##### 【事業内容】

- ・ 勸奨退職及び普通退職に伴う退職手当の増額
- ・ 人事異動等に伴う職員人件費の調整

##### 【補正の内訳】

退職手当	118,176 千円
人事異動等に伴う調整	△13,351 千円

**② 高齢者福祉施設建設費（高齢介護課） 29,187 千円**

**【事業内容】**

社会福祉法人等の民間事業者が行う地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの開設準備に対し補助する。

**【補正の内訳】**

介護基盤整備事業費補助金 29,187 千円

**③ 〔清掃総務費〕一般経費（環境課） 5,184 千円**

**【事業内容】**

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理に関する住民訴訟において、請求が棄却され結審したことから、弁護士費用を措置する。

**【補正の内訳】**

法律コンサルタント業務委託料 5,184 千円

**④ 農業担い手確保育成事業費（農林課） 49,116 千円**

**【事業内容】**

にいがた南蒲農業協同組合が行う育苗施設の設備更新に対する補助金を措置するほか、農地の集積を図るため、農地中間管理機構へ農地の貸付けを行った農業者等に対する交付金を増額措置する。

**【補正の内訳】**

農林水産業総合振興事業補助金 15,176 千円

農地集積協力交付金 33,940 千円

**⑤ 小学校施設整備費（教育総務課） 68,234 千円**

**【事業内容】**

国の交付金を活用し、井栗小学校及び月岡小学校校舎棟の耐震補強工事を行う。

**【補正の内訳】**

実施設計委託料 12,821 千円

工事監理委託料 3,483 千円

工事請負費 51,930 千円

**(3) 繰越明許費**

平成27年度に事業完了しない事業について繰越明許費を設定する。

・ 3件 164,964 千円

**(4) 地方債の補正**

歳出予算補正に伴う財源として借入する地方債を措置する。

・ 変更 1件 280,800 千円 → 314,900 千円

### 3 特別会計補正予算

#### (1) 国民健康保険事業特別会計

保険基盤安定事業に係る一般会計からの繰入額が確定したことに伴う財源更正を行う。

○歳入	・一般被保険者国民健康保険税	△10,400 千円
	・一般会計繰入金	10,400 千円

#### (2) 介護保険事業特別会計

補正前の額 : 9,469,158 千円	補正額 : 739 千円	計 : 9,469,897 千円
----------------------	--------------	------------------

##### 【事業内容】

平成27年度介護保険制度改正のうち特定入所者介護サービス費等の支給要件の見直しに対応するため、介護保険システムの更新に要する経費を措置する。

##### 【補正の内訳】

介護保険システム更新業務委託料	739 千円
-----------------	--------

#### (3) 公共下水道事業特別会計

補正前の額 : 3,198,500 千円	補正額 : 9,717 千円	計 : 3,208,217 千円
----------------------	----------------	------------------

##### 【事業内容】

県の災害復旧助成事業による五十嵐川の拡幅工事に伴い、下水道管路が撤去されることから、管路整備に活用した国の社会資本整備総合交付金等を返還するほか、人事異動等に伴う給料、職員手当等の職員人件費の調整を行う。

##### 【補正の内訳】

人事異動等に伴う職員人件費の調整	7,200 千円
償還金	2,517 千円